

臨時運行許可業務の実態調査結果

令和6年8月

四国運輸局自動車技術安全部

- 臨時運行許可証、臨時運行許可番号標の適正管理の観点から、自治体が行う臨時運行許可業務の実態を把握し、その結果を踏まえた今後の効果的な技術的助言等の実施を検討する目的で調査を実施するもの。
先行して近畿運輸局において、近畿運輸局管内の自治体における臨時運行許可業務の実態調査を実施したところであるが、全国の臨時運行許可業務を実施している自治体へも調査を実施し、各運輸局管内の実態を把握する必要があることから実施したもの。
- 臨時運行許可を実施している四国運輸局管内の自治体は79市区町村（38市、39町、2村）となっている。
- 当該79市区町村に対し令和4年度の実績を対象とし、臨時運行許可証、番号標の取扱い等の実態について調査を実施し、79市区町村（38市、39町、2村）から回答を得た。

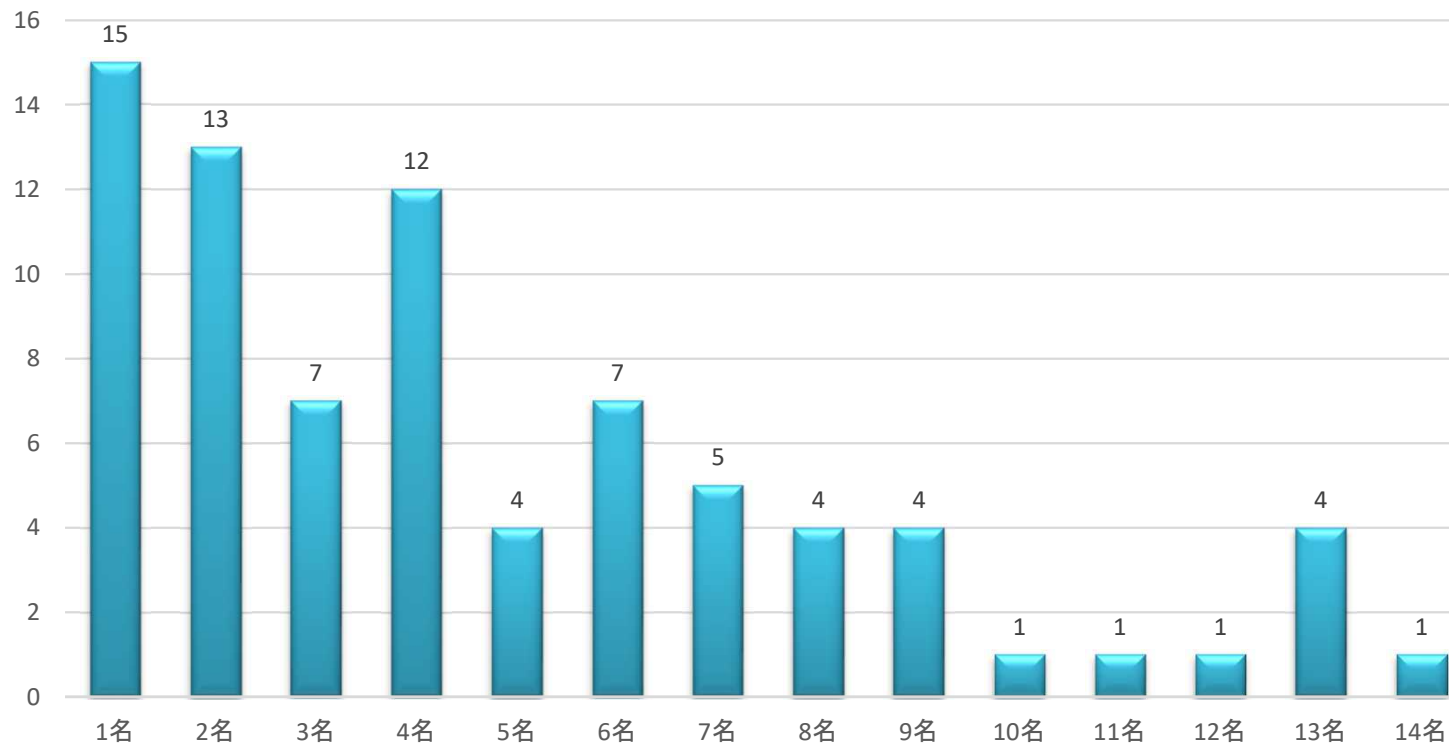
1.自治体について

- 臨時運行許可事務の担当部署は、ほとんどが市民（住民）課や税務課で取り扱われている。他には、総務課や観光振興に関する部署で許可事務を行っている。
- 担当職員数については、最小の自治体で1名、最大の自治体で14名と、自治体によって開きがある。

自治体当たりの平均の担当職員数は、4.7人であった。

自治体数

担当職員数別自治体数（合計自治体数79）

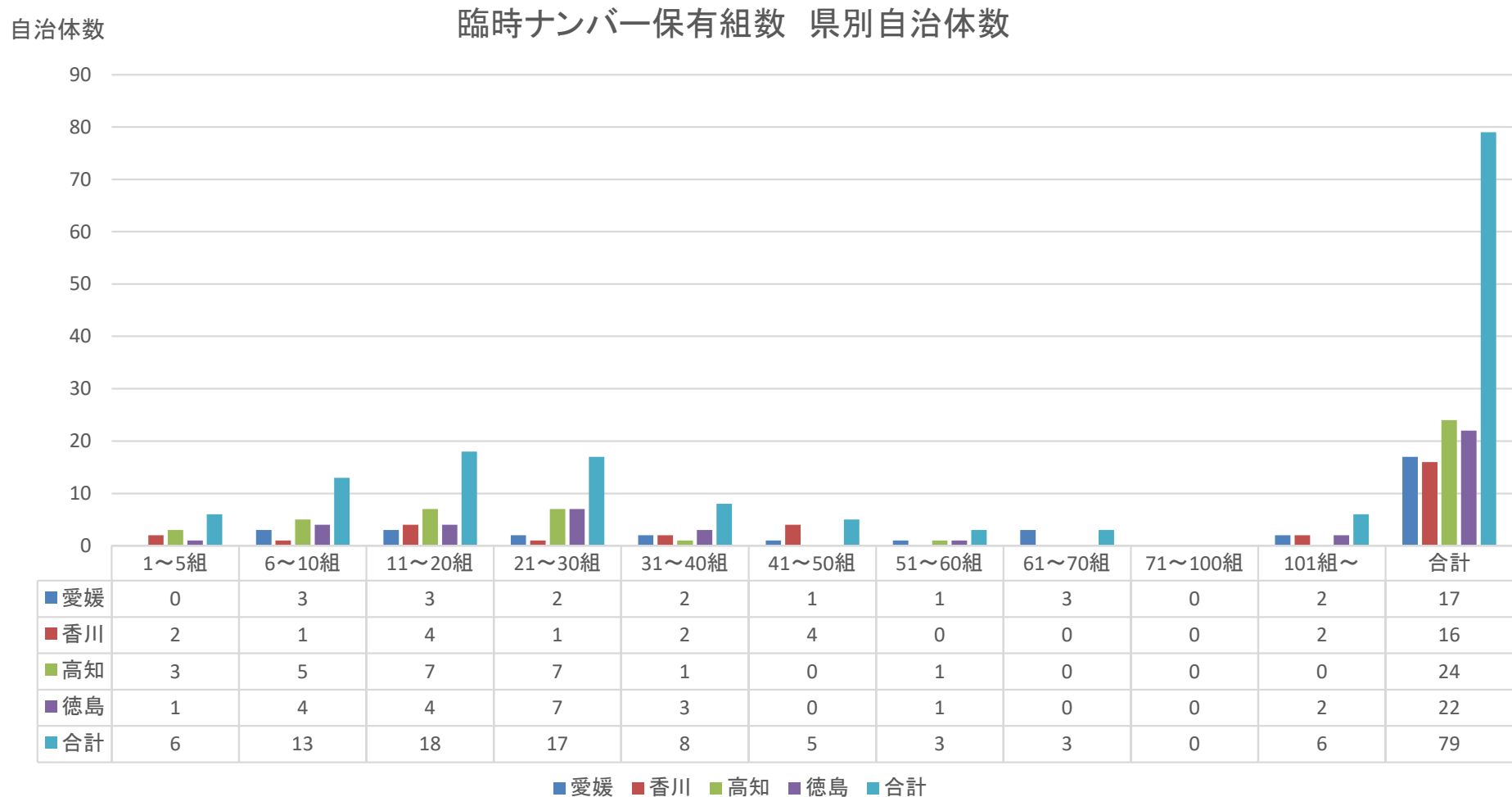


2. 臨時運行許可事務について

2 - 1. 臨時運行許可番号標の保有組数について

管内合計保有組数は、2,535組で、6組～40組までの保有自治体が7割を占めている。

臨時ナンバーの保有組数が、最小の自治体で4組、最大の自治体で176組と地域の実情等によって自治体毎の保有組数に大きな開きがある。(平均 32.1組)



2 - 2. 臨時運行許可件数について

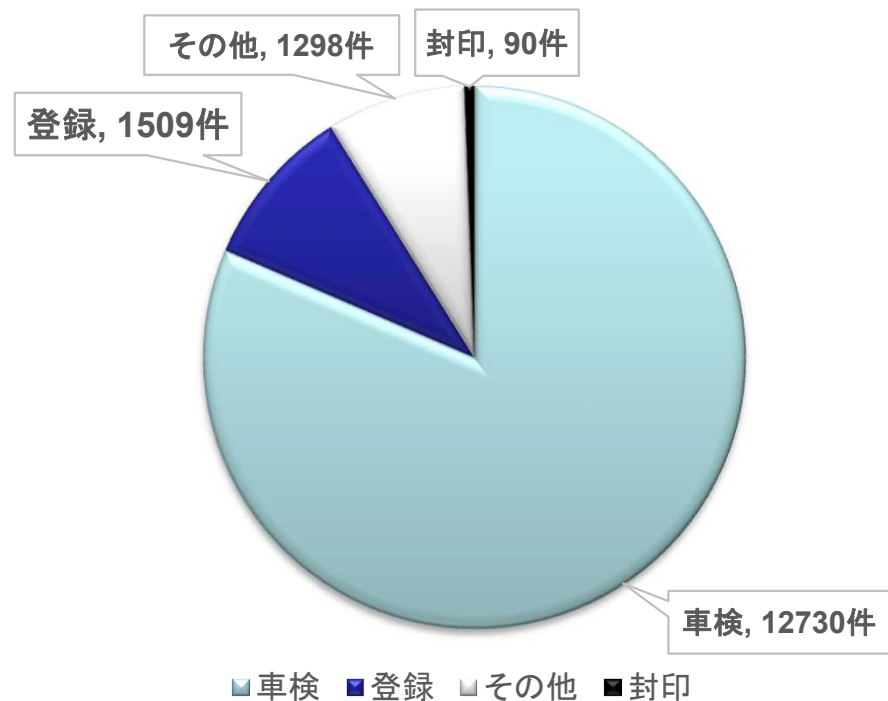
①運行の目的別許可件数は以下のグラフのとおりであった。

目的は、「車検」が8割を占めており、登録とその他はそれぞれ1割程度となっている。

「その他」の目的について、具体的なものは、仕入れや販売に伴う回送、整備、試運転などである。

また、離島でのし尿処理業務のためといった、よく事情を聴取した上で判断すべきものが見受けられた。

目的別許可件数 (合計: 15,627件)



車検 81%、登録 10%、その他 8%、封印 1%

※小数点第一位を四捨五入

運行の目的のその他について

- ・回送(仕入れ、販売のため)
- ・整備
- ・点検
- ・修理
- ・試運転
- ・新規検査
- ・構造変更
- ・車両解体のための移動
- ・展示
- ・ナンバープレート紛失
- ・離島でのし尿収集業務のため

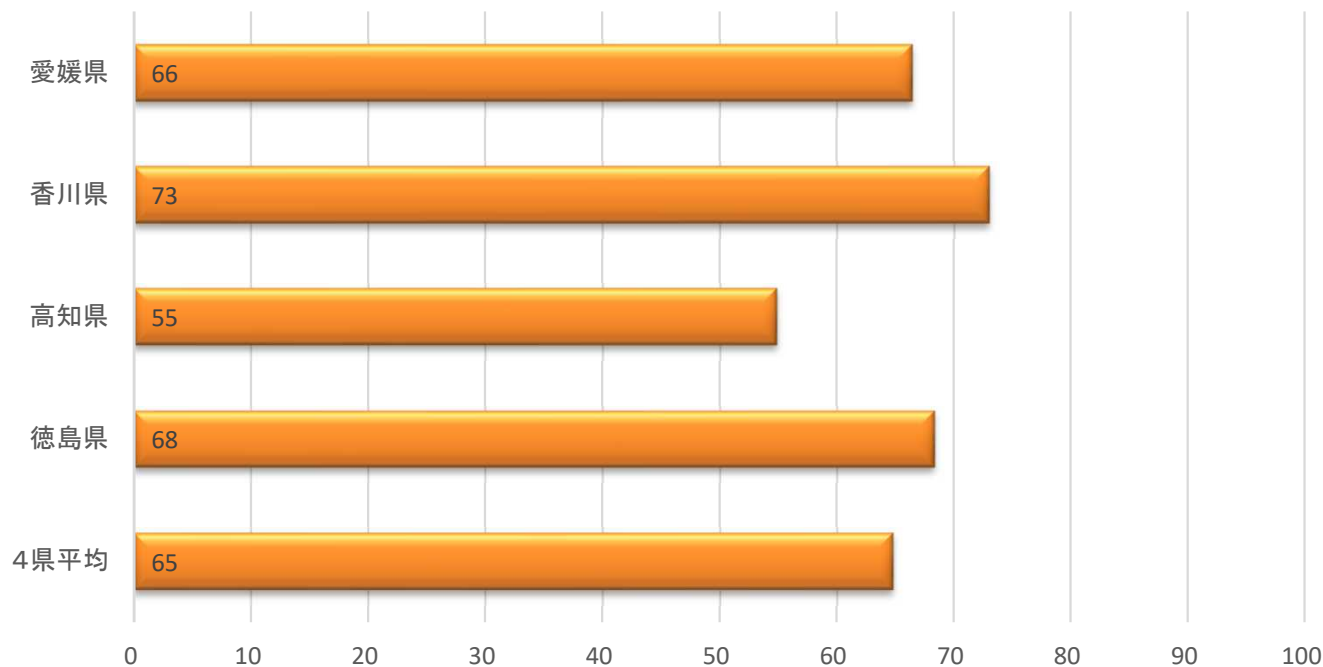
②職員1人あたりの県別臨時運行許可件数（平均）は以下のグラフのとおりであった。

職員1人あたり許可件数の最小自治体：0.5件

職員1人あたり許可件数の最大自治体：317件

自治体によって、職員1人あたりの許可件数には大きな開きがあることが分かった。

職員1人あたり県別平均許可件数

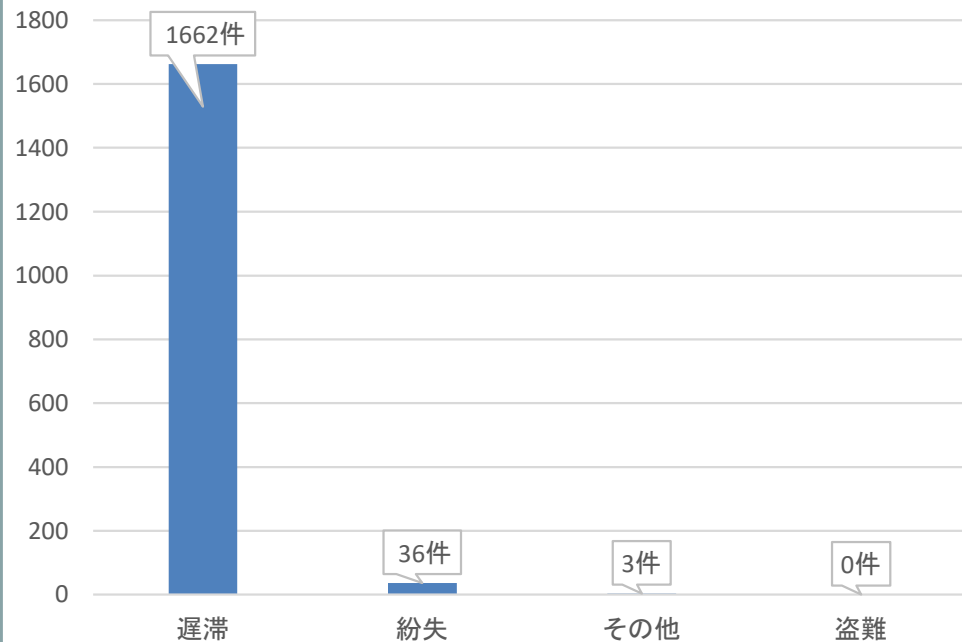


3. 臨時運行許可番号標の未返納について

5日以内に返納されなかった理由毎の件数は以下のグラフのとおりであった。

未返納の理由としては、97.7%が遅滞によるものとなっている。

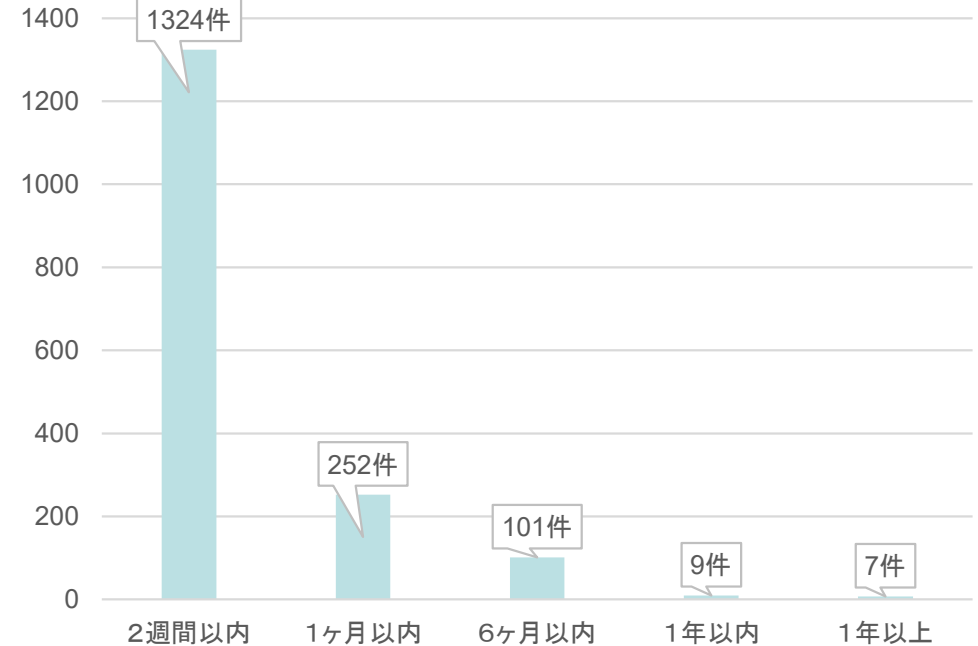
返納されなかった理由別内訳



5日以内に返納されなかった期間毎の件数は以下のグラフのとおりであった。

違反期間としては、2週間以内が全体の78.2%と最も多い。次いで、1ヶ月以内が14.9%、6ヶ月以内の6%となっている。

返納されなかった期間ごとの件数



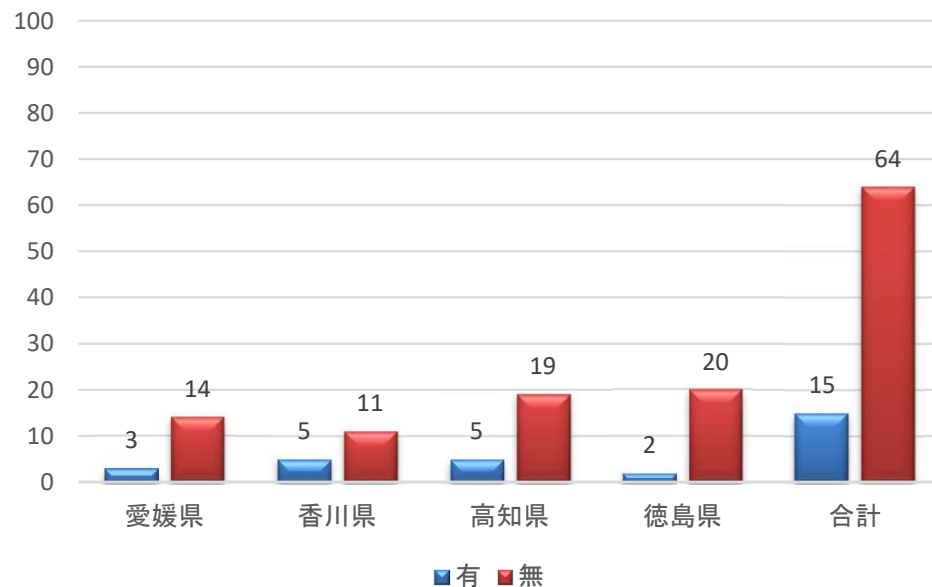
未返納となっている組数の有無については以下のグラフのとおりであった。

自治体で未返納となっている組数は、1組が最も多い。
未返納となっている組数の最大は7組であった。

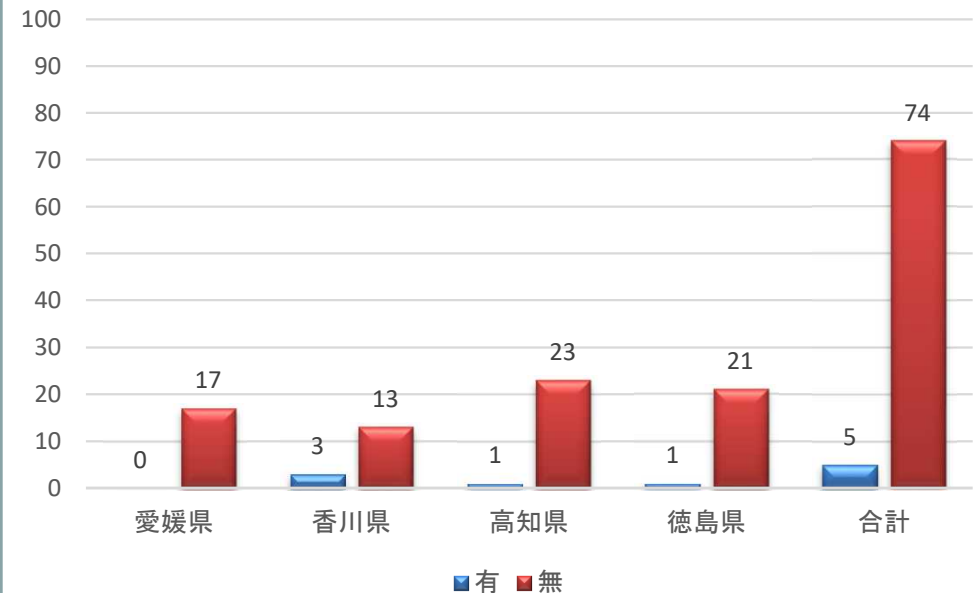
在庫不足で貸出しできなかった件数の有無については以下のグラフのとおりであった。

貸出しできなかったと回答のあった自治体は、全体の6.3%で、
件数は2～5件であった。

未返納組数の有無 県別自治体数



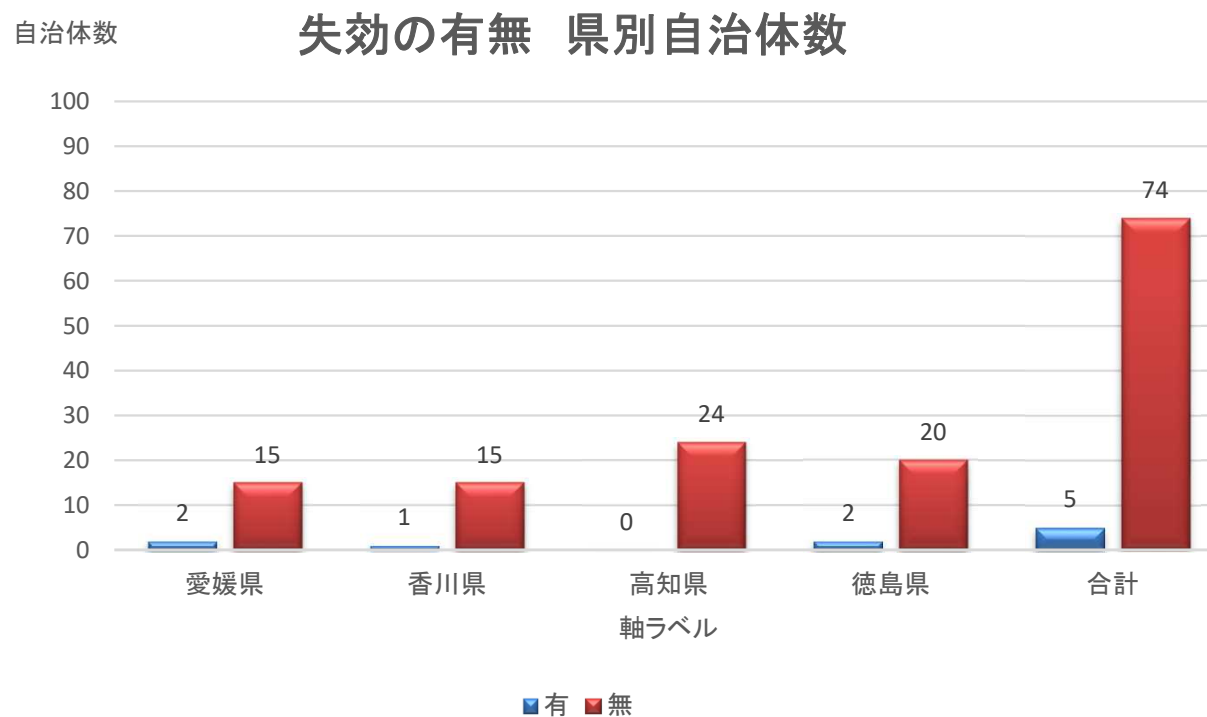
貸出しできなかった件数の有無 県別自治体数



未返納により失効した件数の有無については下記のとおりであった。

失効した件数がない、と回答のあった自治体が全体の9割を占めていることから、違反となった場合でも、可能な限り回収を行っていることがうかがえる。

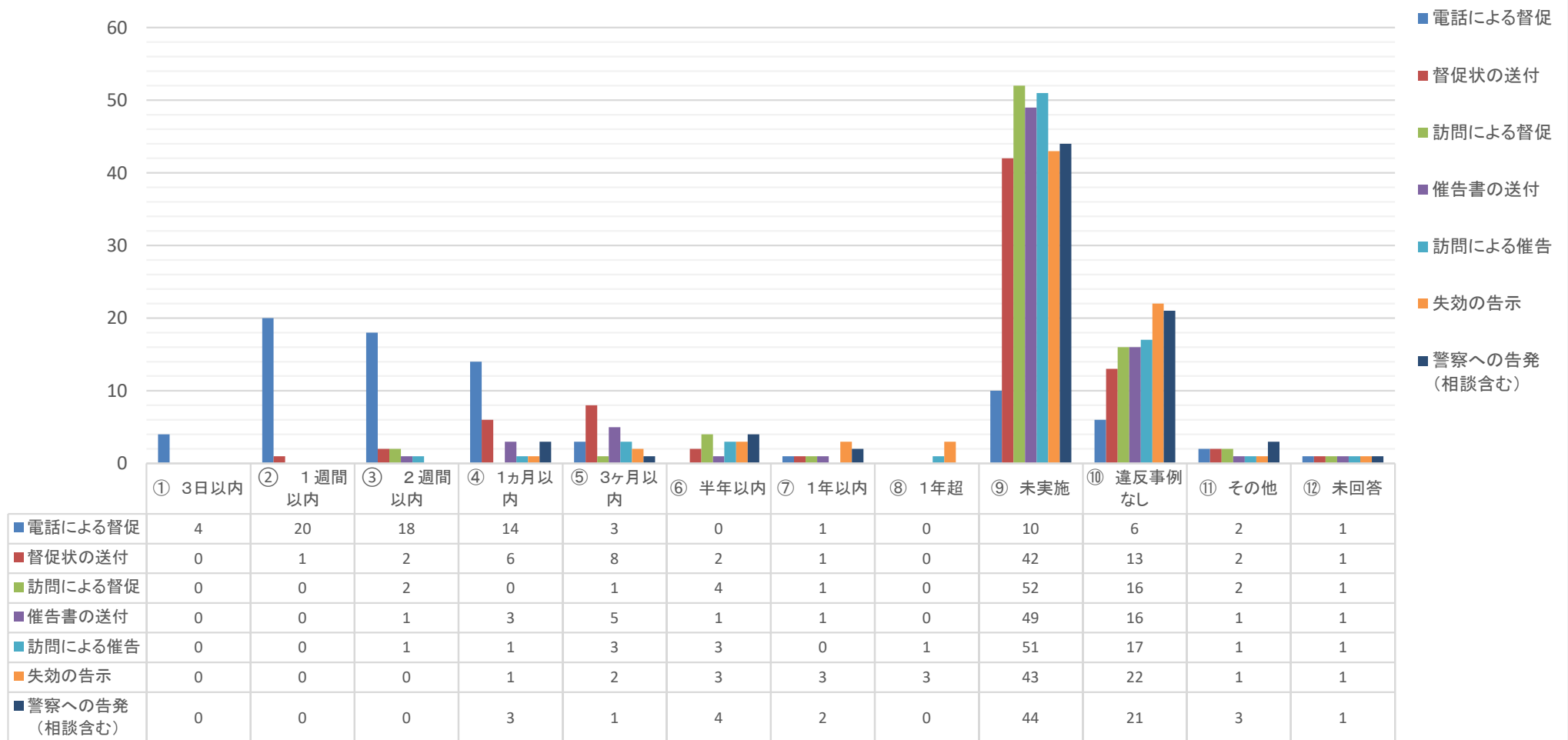
また、管内の合計失効件数は10件となっている。



期日までに返納されない場合の対応について

・電話による督促、督促状の送付、訪問による督促、催促書の送付、訪問による催告、失効の告示、警察への告発（相談含む）の対応を実施する時期

返納されなかった場合の期間ごとの対応



期日までに返納されない場合の対応について

【電話による督促を行う時期】

- 1週間以内に電話で督促するという自治体が多い。
複数回電話による督促を実施している自治体の中には、時間帯を変え失効の告示に至るまで随時行うという自治体もあった。

【督促状の送付】

- 未実施の自治体が5割を占め、次いで3ヶ月以内や1ヶ月以内に督促状を送付する自治体と続く。

【訪問による督促】

- 未実施の自治体が6割以上となっている。訪問を実施している自治体では、半年以内に実施している自治体が多い。

【催告書の送付】

- 未実施の自治体が6割を占め、次いで3ヶ月以内や1ヶ月以内に催告書を送付する自治体と続く。

【訪問による催告】

- 未実施の自治体が6割以上となっている。実施している自治体では、3ヶ月又は半年以内に実施している自治体が多い。

【失効の告示】

- 未実施の自治体が5割を占め、次いで1年超や3ヶ月以内に失効の告示を実施している自治体と続く。

【警察への告発（相談含む）】

- 未実施の自治体が5割以上となっている。実績のある自治体では返納期限満了後、3週間経過時に警察への協力要請を行うと定めていたり、事案の状況に応じて柔軟な対応をしているケースも見受けられた。

4. 市町村から運輸局に対する要望は以下のとおりであった。

【要望事項】

- 一部の申請者について、申請時に期日内の返却を求めています但守られることはなく、電話等の督促作業までが業務の一環となっている申請者がいる。また、電話不通、訪問による督促を行ったが転居していたため所在不明の状況になり、返納対応に追われた事例もあった。このように期日までに返却することが、見込めない一部の申請者に対して、貸与を一定期間停止し制限を行うなど未返納者への対応について検討をお願いしたい。
- 自動車臨時運行許可事務に関しては、国土交通省より委託をされて行っている事務であるため臨時運行許可申請書を統一された様式で交付願いたい。
- 無車検車・無保険(共済)車通報窓口システムと同じく、期限切れ臨番通報システムを構築。
- Nシステムに、臨番の期限切れ車データをアップロードし、取締。

【質問事項】

- 「自動車臨時運行許可業務取扱指針(市町村の部)平成13年1月」を元に事務運用をしています。最新版の発行は、ありますか。
- 平成31年3月25日に「臨時運行許可申請書様式の統一について」通知がありましたが、臨時運行許可証(第2号様式、第25条関係)について改正等の予定はありますか。
- 法第35条第3項の「長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合」とはどのような場合か。また、やむを得ないと判断した場合の運行を許可できる期間の考え方についても、具体例をお示しいただきたい。
- ナンバープレートの登録がない車両の修理をするため(車検ではない)に、臨時ナンバーを貸出することは可能か。

5. 本調査の結果・分析は以下のとおり

- 集計結果から、臨時運行許可番号標の保有組数、許可件数、担当職員数など、臨時運行許可事務の実態が自治体ごとに大きく異なることがわかった。
- 各県別職員1人あたりの平均許可件数と、4県平均の許可件数に大きな乖離は見られなかった。
但し、自治体によって、職員1人あたりの許可件数には大きな開きがある。
- 期日までに番号標が返納されない場合、1年以内には電話による督促を実施する自治体が8割以上となっており、電話による督促で概ね番号標が回収されている。